

第122回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和3年5月18日（火）午前10時00分
- 2 開会の日時 令和3年5月18日（火）午前 9時40分
- 3 閉会の日時 令和3年5月18日（火）午前10時37分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 10名 欠席 0名

	氏名	出欠の別		氏名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出席	5	奥田 哲也	出席
職務代理人（6）	岸本 博	出席	7	串田 修	出席
2	大森 美也子	出席	8	今東 徳雄	出席
3	大森 勇二	出席	9	延澤 強哉	出席
4	岡本 五樹	出席	10	雪本 泰嗣	出席

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 藤田 眞樹
 東区協議会長 岡崎 章二
 事務局 参事 佐藤 孝司 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 橋本 聡実

- 7 傍聴者 0名

- 8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- 申請等 (1) 令和3年度の活動計画等について
 (2) その他

9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 勇二

9番 延澤 強哉

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第122回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。3番 大森 勇二 委員、9番 延澤 強哉 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正はありません。

以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 1 ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約78アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約38アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約9.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番については、令和3年5月17日付で取下書が提出されました。

6番、増反による所有権移転で、前回保留の案件です。先月の地区協議会で営農計画書の内容についてご審議いただきました。福治、西大寺北、西庄については、確約書の提出を求めることを条件に概ね承認いただきましたが、政津地区については残土が残っているため更なる調査が必要であると判断し、再度保留となっていました。その後、政津地区については4月27日付けで取下書が提出され、その他の地区については同日付けで確約書が提出され、東区協議会では許可意見としています。

7番と8番は受人が同一のため、同時に説明します。

新規農による所有権移転です。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 1番から9番までの9件について審議した結果、事務局の説明のとおり、取下げの5番を除く8件について許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

串田委員 5番の取り下げに関連して、自分で耕作せずに、土地だけを買う農家は認められるのか。また、6番の一部取り下げた農地について立会することになっているが、どこまで今の土を取れば良いのか。次に埋め戻すときに何を埋められるかわからないのに許可しても良いのか。いろいろ悩ましい案件が増えてきたが、農業委員としてどこまで指導すべきなのか。

竹田担当課長補佐 農地法上は、全く営農に関与しない者が農地を取得することは認めていませんが、農業経営者として作業の一部を委託する行為などは認められています。じゃあ、どの程度関与すれば良いかという判断は非常に難しいと思います。農機具を持っていないから許可できないというようなことではなく、慎重に判断すべきだと思います。

串田委員 昨年、個人で新規就農で3条許可を取っておきながら、すぐに農事組合法人を立ち上げて、そちらにすべて作業委託した例があった。自分でやりますと申請書に書いて許可をとったのに、認められるのか。

大森勇二委員 意欲のある人が、制度面での制約をクリアするためにそのような手段を取らざるを得ない場合もある。昔の零細農家の考え方をずっとやっていくのか。私は有効利用できるのであれば、どんどん進めていけば良いと考えている。ただ、委員として活動する中で、所有者の意識が非常に低いと感じられる。今の制度の中で、意欲を持った人がそのような手法を上手に利用するのは良いが、悪意を持った人が利用されると困る。そこを見極めるためにも、所有者がもう少し意識を高めて、義務を果たしていくべき。

串田委員 書類が整っていれば許可をすれば良いのだが、私の地区は問題が多いので、もう

少しチェックしていく必要があると思う。

議長 それでは、申請等（１）については、１番から９番までの９件の内、取下げの５番を除く８件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（１）については、１番から９番までの９件の内、取下げの５番を除く８件を許可と決定します。

議長 次に、申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 ３ページ１番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール以上の１種農地と判断され、転用目的は農家住宅です。

申請人は現在、東区吉原の自宅に単身で居住していますが、砂川改修工事により自宅を取り壊すこととなったため、耕作地に近く現居住地に隣接している自己所有地に農家住宅を建築しようとするものです。

申請地は１種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、自己所有地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 １番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（２）については、１番の１件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（２）については、１番の１件を許可と決定します。

議長 次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 ４ページ１番、申請地は、令和２年８月締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件です。農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は、露天駐車場です。

受人は、岡山県笠岡市にて、一般貨物運送業を営む者で、申請地隣接地を露天駐車場として利用していますが、岡山市内での需要増加により業務規模を拡大することとなり、大型車両の駐車場を確保する必要があったもので、既存駐車場に隣接する申請地を所有権移転して、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は、令和2年8月締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件です。農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、分家住宅です。

受人は、中区礪の借家に夫婦と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったため、父の土地で実家に近く、農業の手伝い等相互に協力がしやすい申請地を使用貸借して、分家住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、露天駐車場として一時転用中です。

受人は、中区江崎で社会福祉法人（保育園）を営む者ですが、職員の駐車場が不足しているため、平成30年5月18日付けで、農地法第5条一時転用許可を受け、職員駐車場として使用していますが、許可の満了に伴い、引き続き露天駐車場として利用するため、永久転用許可を受けるものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

4番から6番については、同じ地域のため、一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅です。

4番、受人は、東区金岡東町の借家に夫婦で生活していますが、子供を出産する予定があり、家財道具が増え、手狭になるため、親族の家が近く通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

5番、受人は親子関係にあり、中区平井三丁目の別々の借家に夫婦と子供1人の3人・夫婦と子供2人の4人で生活しています。親子で同居する計画をしていますが手狭になるため、夫の勤務先から近く、生活環境があまり変わらなく生活しやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

6番、受人は、南区万倍の借家に、夫婦と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、手狭になったことから、実家へ行きやすく、妻の職場にも近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。

受人は、中区倉益にて、建設機械リース業を営む者で、岡山市内周辺に複数の現

場を受注しており、大型車両の駐車場及び資材置場を確保する必要があるため、会社にも近く、国道2号線沿いで利便性の良い申請地を所有権移転して、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長
藤田推進
委 員
議 長
全 員
議 長
橋本係長

中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

1番から7番までの7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

4ページ8番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は進入路拡張です。

受人は現在、申請地北側の自宅に居住していますが、申請地は長年自宅への進入路の一部として使用されており、是正のため所有権移転し、引き続き進入路として使用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在、夫と別居中のため北区下中野の借家に子ども2人と3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、実家の近隣で農業の手伝いや両親の面倒をみるのに適した父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5ページ10番、申請地は、農用地区域内の農地で、転用目的は仮設事務所による一時転用で、転用期間は許可日から令和4年5月31日までです。

申請人は現在、瀬戸内市牛窓町で建設業を営んでいますが、国土交通省の河川工事に伴い、資材等搬入のため現場への往来に便利な申請地に使用貸借権を設定し、仮設事務所に一時転用しようとするものです。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、

転用目的は露天駐車場です。

受人は現在、美作市横尾の自宅に家族4人で居住していますが、申請地西隣の空き家を購入するにあたり自家用車の保管場所がないため、申請地を所有権移転し露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 8番から11番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)については、1番から11番までの11件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)については、1番から11番までの11件を許可と決定します。

議長 次に、申請等(4)岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について(所有権の移転)についてを審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 申請等(4)(所有権の移転)については、6ページ1番と2番の2件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。1番は財団から担い手への所有権移転で、2番は土地所有者から財団への所有権移転です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)については、原案のとおり決定とします。

議長 次に、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 7ページ1番から3番までの3件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はなしです。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等（５）については、１番から３番までの３件を受理と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等（５）については、１番から３番までの３件を受理と決定します。次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、８ページ１番から６番までの６件で、転用目的は露天駐車場４件、進入路１件、市道拡幅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、９ページ１番から８番の８件で、転用目的は集合住宅及び宅地分譲１件、自己専用住宅１件、露天駐車場１件、宅地拡張１件、分譲住宅地１件、工場・露天駐車場３件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１０ページ１番と２番の２件です。解約理由はいずれも耕作目的で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１１ページ１番と２番の２件で、内容はいずれも農業用倉庫です。

報告（５）農地改良届については、１２ページ１番から５番までの５件で、内容は普通野菜畑５件です。

以上です。

議 長 これらの報告について、ご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議 長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。

全 員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

代 理 者 これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時37分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員